

■ 基本的な考え方

建物出入口から道等又は車椅子使用者用駐車施設に至る通路は、高齢者等を含む誰もが安全かつ円滑に通行できる必要があります。

■ バリアフリー整備基準

内 容		関連条項	対象規模
一般基準	①表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げているか	令 17-1-1	別表第1
	②段があるか	令 17-1-2	
	【②の段が「有」の場合 (1)～(3)に適合するか】		
	(1)手すりを設けているか	令 17-1-2-1	
	(2)踏面端部(段鼻)とその周囲は色の明度差等で識別しやすいか	令 17-1-2-0	
	(3)段はつまづきにくいものか	令 17-1-2-11	
	③傾斜路があるか	令 17-1-3	
	【③の傾斜路が「有」の場合 (1)(2)に適合するか】		
	(1)手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)	令 17-1-3-1	
	(2)前後の通路とは色の明度差等で識別しやすいか	令 17-1-3-0	
移動等円滑化経路	◎令17条の規定を全て満たしているか(ただし、200㎡用途変更の場合は除く)	令 19-2-7	0㎡以上
	①幅120cm以上であるか(ただし、200㎡用途変更の場合は除く)	令 19-2-7-1	
	②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか(ただし、200㎡用途変更の場合は除く)	令 19-2-7-0	
	③戸は自動開閉等で車椅子使用者が通過しやすく、その前後に高低差はないか(ただし、200㎡用途変更の場合は除く)	令 19-2-7-11	
	④通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車椅子の車輪等が落ちないものであるか。	条 19-2-5	
	⑤傾斜路があるか(ただし、200㎡用途変更の場合は除く)	令 19-2-7-2	
	【⑤の傾斜路が「有」の場合 (1)～(3)に適合するか】		
	(1)幅120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか	令 19-2-7-2-1	
	(2)勾配1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	令 19-2-7-2-2	
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)	令 19-2-7-2-3	
	⑥地形の特殊性がある場合に該当するか(該当する場合は、上記①～⑤は車寄せから建物出入口までを整備)	令 19-3	

■ バリアフリー整備基準の解説

＜一般基準＞ ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解 説	参照条文等
①床面	●床面の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。「滑りにくい材料」は、建築基準法施行令第 26 条第 1 項第2号と同様とする。(「24 滑りにくい床材」を準用する。) ◇傾斜路の表面は、ノンスリップ加工を施す等、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。 ◇通路には、排水溝等を設ける場合は、溝ぶたを設け、仕上げ、溝の間隔等は車椅子使用者、杖使用者等の通行に支障のないものとする。	令 17-1-1 【図1】 標 2-1.2.3.2
②段	●段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。 ◇けこみは2cm以下とし、けこみ板は杖や足の落ち込みを防止するため必ず設ける。 ◇段の幅は 140 cm以上とする。 ◇けあげの寸法は 16 cm以下、踏面の寸法は 30 cm以上とする。	令 17-1-2-Ⅱ 誘 11-4 【図2】
◎手すり	●段がある部分には手すりを設置する。 ◇手すりは、片側まひの方の利用を考慮し、できる限り通路の両側に連続させる。 ◇途中で途切れないよう踊り場にも設置する。 ◇手すりは段の上端では水平に45cm以上、下端では斜め部分を含めて段鼻から 45 cm以上延長する。 ◇傾斜路の始点と終点の手すりには点字表示を行う。 ◇広幅の段においては、中央にも手すりを設置する。	令 17-1-2-Ⅰ 誘 11-1 標 2-1.2.3.4.1
◎弱視者への配慮	●踏面と段鼻(滑り止め)は、色のコントラストの差を大きくする等により、段を識別しやすいものとする。 ◇夜間等の通行に支障のない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。	令 17-1-2-Ⅱ 標 2-1.2.3.4.4
③傾斜路	●勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cmを超え、かつ勾配が 1/20 を超える傾斜がある場合は手すりを設置する。 ◇手すりは、片側まひの方の利用を考慮し、できる限り通路の両側に連続して設置し、壁面を手すり子形式とする場合は、基部を立ち上げる。 ◇手すりは勾配や高さに関係なく、すべての傾斜路に設ける。	令 17-1-3-Ⅰ 【図1】
◎弱視者への配慮	●傾斜路のある部分は、平坦部の色とコントラストの差を大きくし識別しやすいようにする。※平坦部と傾斜路の取り合いの一部にライン等を設置することでも可とする。 ◇夜間等の通行に支障のない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。	令 17-1-3-Ⅱ 標 2-1.2.3.4.4
その他	◇モニュメント、車止め、植樹ます等を設ける場合は車椅子使用者、視覚障がい者の通行に支障がない位置に設ける。 ◇敷地内の通路と道路との境界部分や出入口前の段差を解消するため、縁石の立ち上がり部分の切り下げ等について道路管理者と協議を行い車椅子等の利用が円滑となるようにする。 ◇高齢者、障がい者等(特にクラクション等の音が聞こえない聴覚障がい者)の安全を確保するため、敷地内の通路は歩車道の分離に配慮する。やむを得ず、歩行者と車の動線が交差する場合は、見通しをよくする等、危険を回避する。 ◇駐輪場と駐車場の経路もできるだけ交差を避ける。	標 2-1.2.3.4.3

<移動等円滑化経路の基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解 説	参照条文等
◎段	●移動等円滑化経路上の敷地内通路には、階段又は段差を設けない。(傾斜路又はエレベーター等を併設する場合を除く) ◇主要な経路以外の通路に段を設ける場合は段に代わる傾斜路又はエレベーター等を設ける。	令 19-2
①有効幅	●有効幅は、120 cm以上とする。(人が横向きになれば車椅子とすれ違い、松葉杖使用者が円滑に通過できる幅) ◇車椅子使用者同士がすれ違う幅 180 cm以上を確保する。	令 19-2-7-イ 【図1】
② 転回スペース	●50m以内ごとに車椅子の転回に支障がないスペース(140 cm角以上)を設ける。	令 19-2-7-ロ
③戸の形式	●「02 出入口」のバリアフリー整備基準の解説②④戸の形式を準用する。	令 19-2-7-ハ
④ 排水溝のふた	●通路には、排水溝等を設ける場合は、溝ふたを設け、濡れても滑りくい材料とし、溝ふたの構造は車椅子使用者、杖使用者等の通行に支障のないものとする。 ◇溝ふたのスリット等のピッチは 1.5 cm以下、間隔は1cm以下とする。	条 19-2-5 標 2-1.2.3.4.2 【図3】
⑤傾斜路	●傾斜路の幅は、段に代わるものであっては 120 cm以上、段に併設するものにあっては 90cm以上とする。 ◇傾斜路の幅は、段に代わるものであっては 150 cm以上、段に併設するものにあっては 120cm以上とする。 ●傾斜路の勾配は、1/12 を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあっては、1/8 を超えない。(◇1/15) ●傾斜路の高さが 75 cmを超えるもの(勾配が 1/20 を超える場合限る)にあっては、高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場を設置する。 ◇傾斜路の上端・下端に近接する部分、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも、踏幅 150 cm以上の水平なスペースを設ける。 ◇杖等による危険の認知、車椅子のキャスター等の脱輪防止等のため、側壁がない傾斜路側端には、5 cm以上の立ち上がりを設けることが望ましい。 ◇側面に壁面がない場合は、車椅子の乗り越え防止のため立ち上がり部に高さ 35cm 以上の幅木状の車椅子当たりを連続して設けることが望ましい。	令 19-2-7-ニ 【図1】 誘 11-1-6 【図2】 標 2-1.2.3.1.2
⑥ 地形の特殊性	●地形の特殊性により、規定によることが困難である場合は、道等からの規定を車寄せからとすることができる。 なお、「地形の特殊性」とは、急傾斜地による地形等をいう。例えば、傾斜地のため建築物近くまで高齢者、障がい者等が徒歩によりアプローチすることが困難で、車が車寄せまで乗り入れるような場合には、車寄せから建築物の出入口までの敷地の通路の基準を適合させるものとする。	令 19-3
その他	●案内設備・視覚障害者移動等円滑化経路に定める基準も適合する。 ●「14 案内設備」の一般基準の解説を準用する。 ●「15 案内設備までの経路(視覚障害者移動等円滑化経路)」の一般基準の解説を準用する。	【図4】

図 1 敷地内通路の整備例

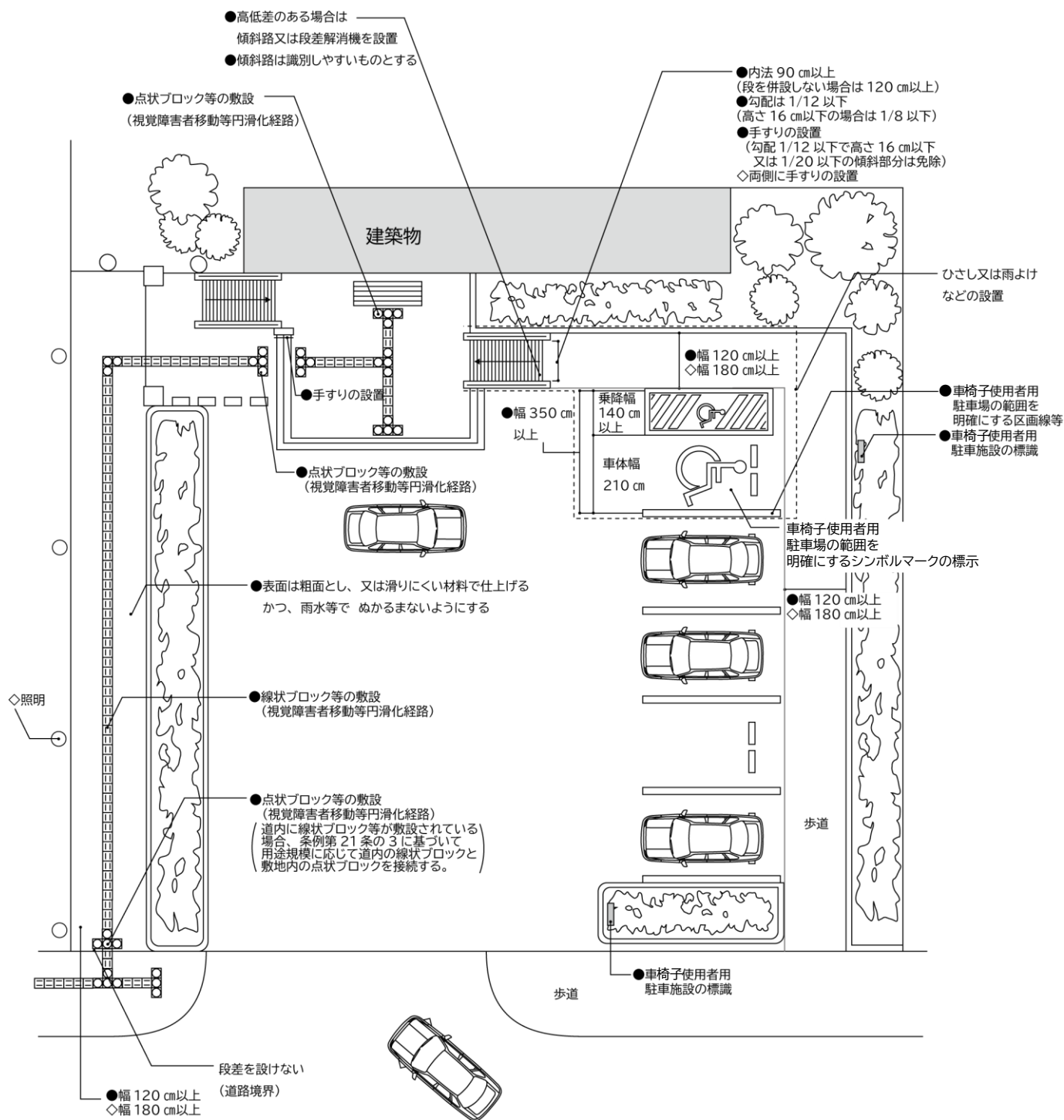
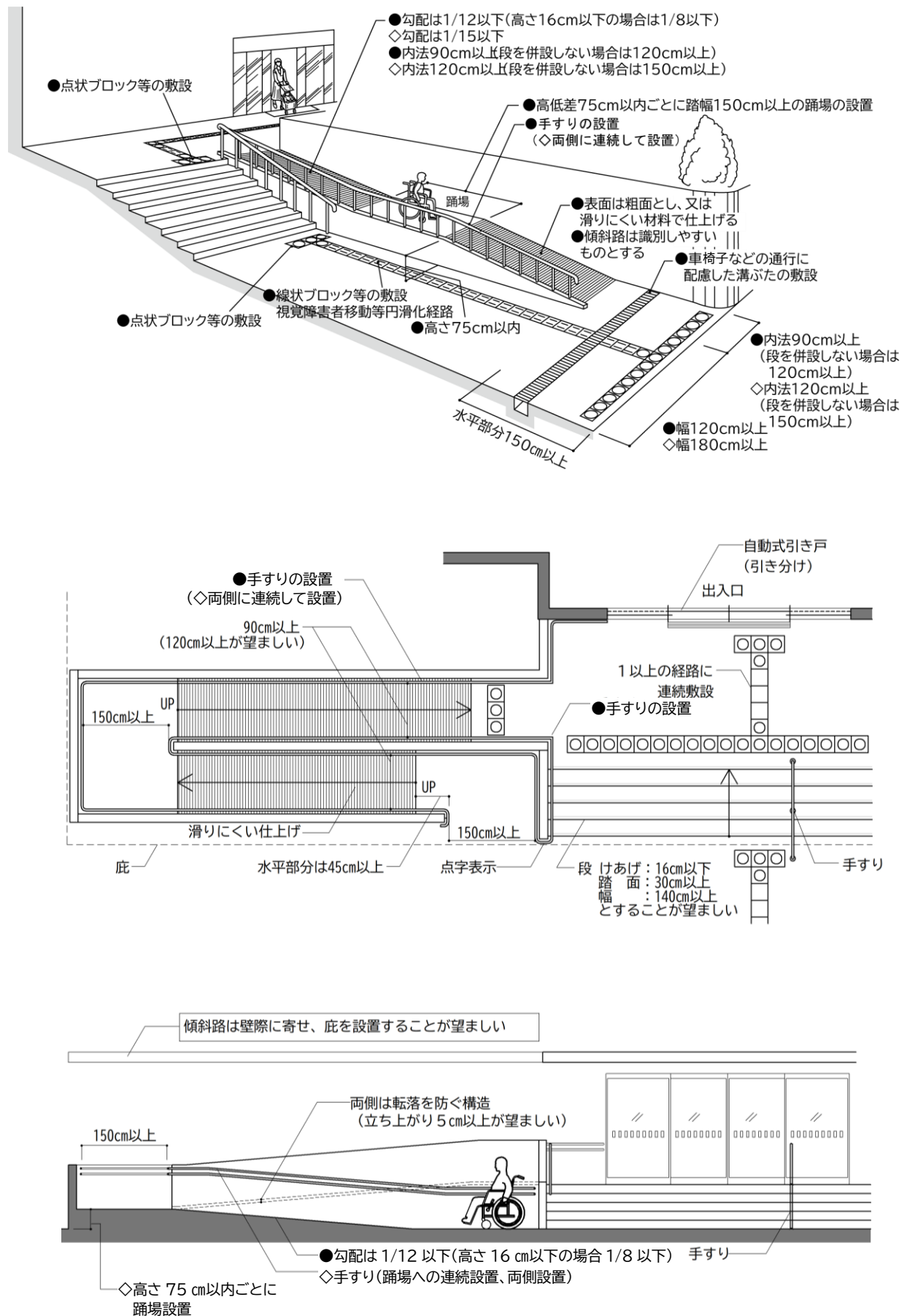


図2 段に併設する敷地内通路の傾斜路の例



■ 参考図

図 3 排水溝等に車椅子の前輪が落下しない配慮の例

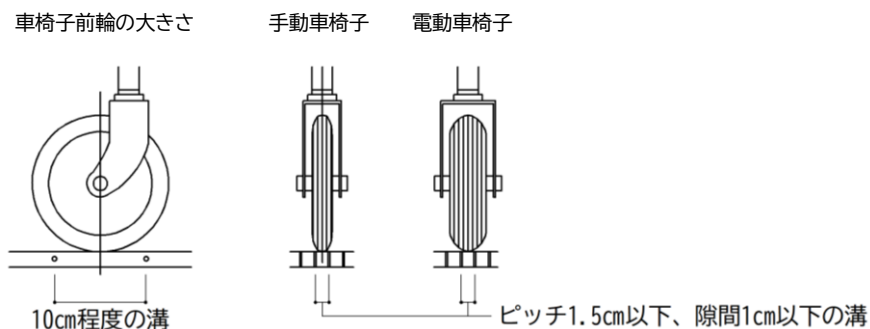
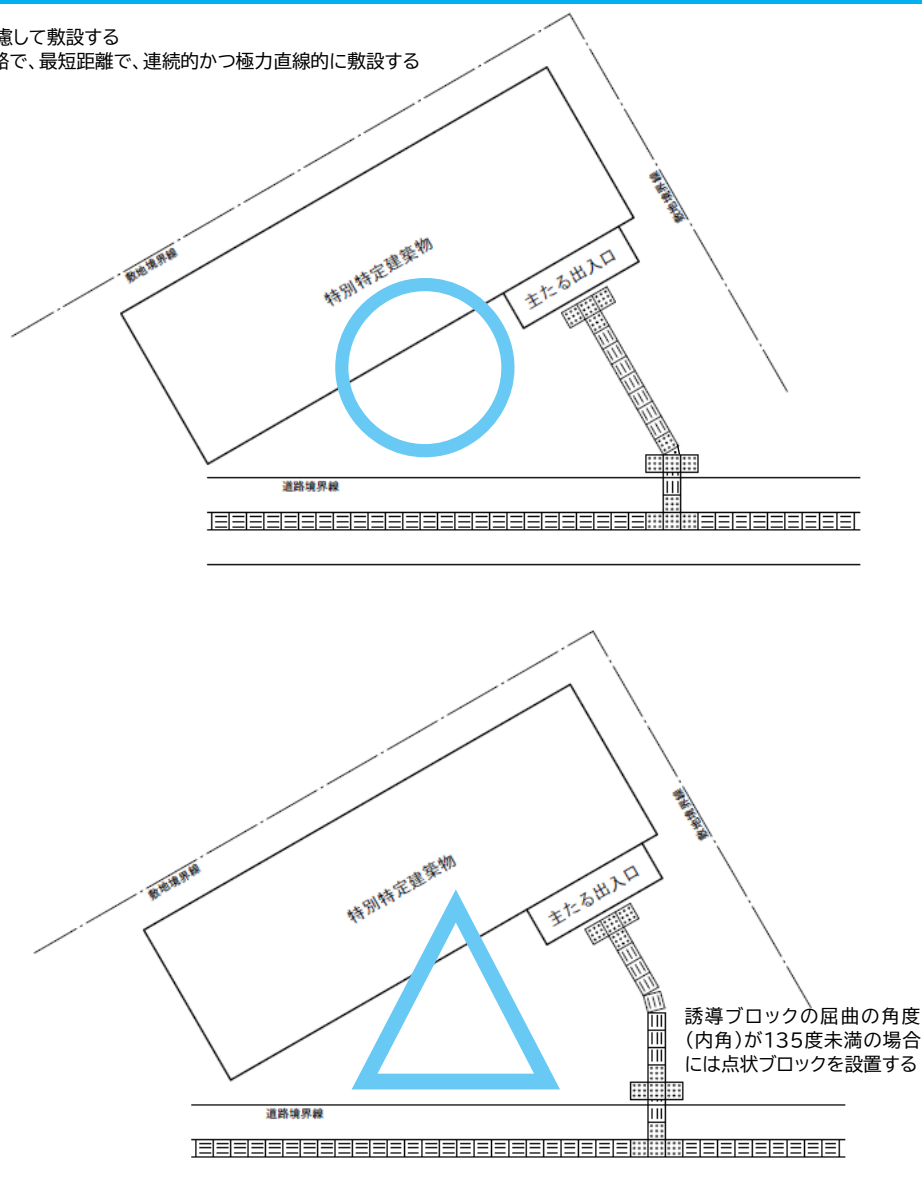


図 4 敷地内通路の誘導ブロック敷設例

- ◇歩車道分離に配慮して敷設する
- ◇わかりやすい経路で、最短距離で、連続的かつ極力直線的に敷設する



22 視覚障害者誘導用ブロック、点字 図 2 ■ゆるやかなカーブを参照